

第1章 基本事項

1 目的

この基準は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、泉大津市水道事業給水条例、泉大津市水道事業給水条例施行規則、泉大津市指定給水装置工事事業者規則、その他関係法令に基づいて施工する給水装置工事について、設計から施工までの必要事項を定め、その適性かつ合理的な実施を図ることを目的とする。

2 給水装置の定義

「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具のことをいう。

3 給水装置の種類

装置については以下の種類に分けられる。

- (1) 専用給水装置
1戸又は1事業が専用するもの
- (2) 共同給水装置
2戸以上が共同で使用するもの
- (3) 私設消火栓
消防用として使用するもの

4 給水工事の種類

工事については以下の工種に分けられる。

- (1) 引込み工事
配水管より新たに止水栓まで設置する工事
- (2) 新設工事
配水管又は止水栓から新たに給水装置を設置する工事
- (3) 改造工事
給水栓の増設などメーターより内側にて給水装置の原形を変える工事
- (4) 臨時工事
工事等における一時的な給水装置を設置する工事
- (5) 撤去工事
給水の廃止及び不要となった給水装置を配水管の分岐部から撤去する工事
- (6) 特別水道施設工事開発行為等に係る給水のため、特に水道施設を布設する工事

5 給水方式

給水方式は、給水高さ、所要水量、使用用途等を考慮し決定する。

(1) 直圧式

配水管のもつ水量、水圧等の供給能力の範囲で給水する方法

(2) 貯水槽式

配水管から一旦貯水槽に水を受け、この貯水槽から給水する方法

(3) 直圧、貯水槽併用式

1 敷地内で直圧式と貯水槽式にて給水する方法